

トピックス

- 金誠同達、15 項の業務分野でチェンバース&パートナーズの「大中華地区法律ガイドライン 2024」ランキングリストに掲載

法令速報

- 最高人民法院、涉外民事関係法律適用法の司法解釈(二)を公開
- 最高人民法院、民法典契約編通則の司法解釈を公開
- 交通運輸部弁公庁、「自動運転自動車運輸セキュリティサービスガイドライン(試行)」を通達
- 国家外貨管理局、越境貿易投資利便化の促進を手配
- 新「会社法」、2024 年 7 月 1 日から施行

弁護士コラム

- 「外商投資法」と新「会社法」の整合——新「会社法」解説連載シリーズその一

金誠同達、15 項の業務分野でチェンバース&パートナーズの「大中華地区法律ガイドライン 2024」ランキングリストに掲載

世界的に権威のある法律事務所の格付け機関であるチェンバース&パートナーズ(Chambers and Partners)は 2024 年 1 月 18 日、「大中華地区法律ガイドライン 2024」(Chambers Greater China Region 2024)と題するランキングリストを公開しました。金誠同達は高い専門性の水準とクライアントの方々からの優良なご評判をご評価いただき、計 15 項の業務分野におけるランキングリストに掲載されました。そのうち、3 項の業務分野におきましては第一等級のご評価を受け、ランク入りを遂げた分野の数は従来の記録を更新いたしました。

ランク入りを果たした分野には具体的には以下のものが含まれています。

- 国際貿易/WTO: アンチダンピング・補助金相殺関税調査対応側 (第一等級)
- 通信メディア: メディア・エンターテイメント(第一等級)
- 保険法 (第一等級)
- エネルギー・自然資源
- 環境法
- 知的財産権: 訴訟
- 会社/M&A
- 労働法
- 国際貿易: 税関、輸出管理・経済制裁
- 争議解決
- プライベートエクイティ、ベンチャーキャピタル
- 海商・海事: 中国北部
- 会社/商事: 遼寧
- 会社/商事: 江蘇
- 会社/商事: 陝西

最高人民法院、涉外民事関係法律適用法の司法解釈(二)を公開

最高人民法院は 2023 年 12 月 1 日、「『中華人民共和国涉外民事関係法律適用法』適用上の若干の問題に関する解釈(二)」(以下「解釈二」)を公開した。「解釈二」は 2024 年 1 月 1 日から施行されている。

「解釈二」においては、裁判所の中国国外法律調査・究明責任、および中国国外の法律の適用を選択する当事者による中国国外法律提供義務の負担が明確にされている。裁判所は当事者の中国国外法律提供期限を指定し、関連費用の負担に対する審判を下すことができる。

仮に中国国外の法律の適用を選択する場合には、中国国外の法律の提供義務を負担することから、当事者は将来的に準拠法を契約書に取り決める際には、中国国外の法律の適用を慎重に選択しなければならない。

(出典: <https://www.chinacourt.org/law/detail/2023/12/id/150495.shtml>)

最高人民法院、民法典契約編通則の司法解釈を公開

最高人民法院は 2023 年 12 月 5 日、「『中華人民共和国民法典』契約編通則適用上の若干の問題に関する解釈」(以下「解釈」)を公開した。「解釈」は公開日から施行されている。

「解釈」は計 69 条から構成され、契約の締結・効力・履行・保全・変更・譲渡、契約上の権利・義務の終了、違約責任などの重要な事項に対する更なる明確化と細分化が行われており、将来的な契約をめぐる紛争・争議における裁決の重要な根拠となる。

(出典：<https://www.court.gov.cn/zixun/xiangqing/419382.html>)

交通運輸部弁公庁、「自動運転自動車運輸セキュリティサービスガイドライン(試行)」を通達

交通運輸部弁公庁は2023年12月5日、「自動運転自動車運輸セキュリティサービスガイドライン(試行)」(以下「ガイドライン」)を公開した。

「ガイドライン」においては、関連経営主体が満たさなければならない経営資格条件、自動運転車両が満たさなければならない運営資格条件および車両保険要求、ならびに都市公共電気自動車客運、タクシー客運、道路旅客運輸または道路貨物運輸の経営に従事する自動運転自動車の同乗運転手(または安全担当者)の配備標準および関連要求が主に明確にされている。このほかにも「ガイドライン」においては、技術革新と産業発展の奨励・支持の観点から一定の要求を満たしているタクシー客運業に従事する完全自動運転自動車は遠隔安全担当者等を使用することができるという旨が明確にされている。

現行の道路運輸管理規定との一致性を前提として「ガイドライン」においては、自動運転自動車運輸の新たな特徴を十分に踏まえた上で自動運転自動車の道路運輸経営活動への安全な従事のために法令遵守が提供されている。

(出典：https://xxgk.mot.gov.cn/2020/jigou/ysfws/202312/t20231205_3962490.html)

国家外貨管理局、越境貿易投資利便化の促進を手配

国家外貨管理局は2023年12月11日、「改革の更なる深化および越境貿易投資利便化の促進に関する通知」(以下「通知」)を公開した。「通知」は公開日から実施されており、第七項は2024年6月3日から実施される。

外商投資企業の外貨収支の更なる利便化を目的として「通知」においては、元の資産現金化口座の資本収支決済口座への調整、および口座内資金の為替決済への自律的な使用の可能性が明確にされている。これらの資金には主に外商直接投資・中国国内再投資・中国国外直接投資において中国国内持分の譲渡人が領収する持分譲渡対価の資金、および中国国内企業が中国国外において上場して募集する外貨資金が含まれている。これは一定の程度において企業による資金の利用に資するものと見られている。

(出典：<https://www.safe.gov.cn/safe/2023/1208/23593.html>)

新「会社法」、2024年7月1日から施行

第十四回全国人民代表大会常務委員会第七次會議においては2023年12月29日、新たに改正された「中華人民共和國会社法」(以下「新『会社法』」)が可決された。新「会社法」は2024年7月1日から施行される。

現行の「会社法」に比べると、新「会社法」において主に改正されている内容には、次のものが含まれている。

- 一. 有限責任公司株主の出資引受最長期限の増設、株主出資期限の加速的な満了の常態化
- 二. 董事会出資金納付督促責任および株主権利喪失制度の増加、有限責任公司株主の出資の不実性に対する処罰規則の完全化
- 三. 有限責任公司株主の知る権利の範囲の拡大、股份有限公司株主の複製権と特定の株主の帳簿閲覧権の増加、株主の知る権利制度の完全化
- 四. 会社持分譲渡規則の完全化、異議を唱える株主による買取請求権適用状況の増加
- 五. 会社の董事・監事・高級管理職員の義務の強化、支配株主と実質的支配者の責任の加重
- 六. 会社決議取消・不成立制度規定の完全化、決議の効力の瑕疵による会社と善意の第三者との法的関係性への影響不発生の明確化
- 七. 会社法人格否認適用状況の拡大、法人格否認制度の完全化
- 八. 監査委員会と董事離任規定の増設、董事会における出席者数と議決人数の規範化、董事会構成員上限の取消し
- 九. 股份有限公司による無額面株式と種類株式の発行可能化に関する追加的な規定、授權資本制の導入
- 十. 会社登記に関する章の増設、登記事項・情報の公示と登記の効力に関する規定の完全化

新「会社法」の実施により、企業のコーポレートガバナンス、組織運営などへの全方位的な影響がもたらされることから、各企業はこれへの注意が必要となる。

(出典：http://www.npc.gov.cn/npc/c2/c30834/202312/t20231229_433999.html)

「外商投資法」と新「会社法」の整合 ——新「会社法」解説連載シリーズその一

弁護士 韓尚武

2023年12月29日に中国第十四回全国人民代表大会常務委員会第七次會議におきましては新たに改正される「会社法」(以下「新『会社法』」という。)が可決されました。新「会社法」は2024年7月1日から正式に施行されます。

現行の会社法に比べますと、新「会社法」においては経済社会発展の需要に応じて会社管理構造の合理化、株主出資責任の強化、董事・監事・高級管理職員の職責の強化、会社設立・抹消手続の利便化などの面における調整が行われており、これらは会社の運営に重大な影響をもたらします。今期から弊所は外商投資企業の観点に立ち、連載の方法をもちまして新「会社法」に焦点を当てた解説を行います。今回取り上げます内容は「外商投資法」と新「会社法」の整合性の問題です。

一、「外商投資法」の五年の過渡期と企業の現状

中国の「外商投資法」の影響により外資三法は2020年1月1日に廃止され、外資企業にはいずれも「会社法」が適用されています。2020年以前に設立された外資企業は五年の過渡期と俗に呼ばれている2024年12月31日までに「会社法」のとおり会社組織形態などを調整し終えなければなりません。2025年1月1日以降においても組織形態や組織機構などを法令のとおり調整しておらず、変更登記を処理していない既存の外商投資企業を対象として市場監督管理部門はこれらの企業の申請するその他の登記事項を処理せず、これに係る状況の公示を行います。

弊所の見解によりますと、実践におきましては多くの外商投資企業(特に外商独資企業)は現行の「会社法」に基づいて組織構造の調整を既に行っています(以下「**変更済会社**」という。)。しかし、一部の外商投資企業(特に中外合弁企業。以下「**未変更会社**」という。)は双方の当事者の株主間における合意達成の不能性等の原因により目下依然として現行の「会社法」に従った会社組織構造の調整と会社の定款の変更を行うことができず、依然として従来の組織構造を維持しており、これらは例えば、会社の董事会が依然として会社の最高権力機構のままであることや、会社の重大事項の決議に会社董事会の全会一致の同意が依然として必要となることなどを挙げることができます。

二、新「会社法」の下における変更済会社の課題

新「会社法」における現行の「会社法」に対する以下の改正により、会社の定款に対する更なる変更の必要性がもたらされる可能性があります。

- ① 会社の出資期限と出資方法に対する改定
- ② 株主会・董事会・経理の構成・職権に対する改定
- ③ 会社の持分譲渡手続に対する改定
- ④ 会社の合併・分割・減資手続に対する改定
- ⑤ 会社の解散・清算手続に対する改定

しかし、ここで注意が必要となるのは、新「会社法」においては企業の出資期限調整への要求の提起を除き(出資の件につきましては次稿にて具体的に分析いたします。)、その他の新「会社法」の規定を満たしていない事項については調整への要求が提起されていないという点です。これを基に外商投資企業の会社組織構造が現行の「会社法」を満たしていることを前提としますと、出資期限の面における新「会社法」の要求の充足を将来的に確保しなければならない点を除き、その他の事項については原則として直ちに新「会社法」に従った調整を行う必要がないものと考えられます。

ただし、新「会社法」の実施後に、仮に変更済会社の定款と新「会社法」とが対立した場合には、無効であるものと認定される法的リスクが会社定款の関連規定に存在しているおそれがあります。コーポレートガバナンスの完全化と会社運営コンプライアンスの最大限の確保の観点から述べますと、実行可能な範囲において新「会社法」に従って会社の定款に対する全面的な整理を行い、新「会社法」に即していない事項に対する変更と完全化を行っていただきますよう企業の皆様にお勧めいたします。また、これまでの経験によりますと、たとえ明確な変更への要求が法律上提起されていなかったとしても、実務におきましては仮に会社の定款が法律に対立しているものと認定された場合には、企業がその他の事項の変更登記を処理する際に、一部の地区の会社登記主管機関は定款を変更してこれにより会社の定款の法的規定の充足を確保するよう並行して会社に要求します。

三、新「会社法」の下における未変更会社の課題

現時点までに現行の「会社法」に従った会社組織構造の調整と会社定款の変更をなおも行っていない未変更会社につきましては、仮に 2024 年 6 月 30 日より前に、現行の「会社法」に従った会社組織構造の調整と定款の変更を完成することができなかった場合には、2024 年 7 月 1 日以降、外資三法への準拠から新「会社法」の遵守に直接変更するという差し迫った必要性に直面することになります。期間の切迫性を考慮に入れますと、未変更会社は一足飛びに新「会社法」に直接依拠して組織構造の調整を行い、2024 年 7 月 1 日以降に新「会社法」に基づいて相応の変更登記または届出手続を完成するよう検討することができます。

現行の「会社法」に比べますと、外資三法と新「会社法」の違いは更に明白であり、未変更会社は定款に対する大幅な変更を行わなければならない可能性があり、その後初めて定款の内容の新「会社法」の要求の充足を確保することができます。また、中外合併企業にとって定款の大幅な変更は株主間における大量の談判と交渉を意味するものとなりますので、期間の切迫性と任務の繁雑性を考慮に入れますと、これに係る企業は必ずこれを強く重視した上で可能な限り早急かつ積極的に推進しなければなりません。

ここで注意しておかなければならないのは、「外商投資法実施条例」第 46 条に基づく既存の外商投資企業の組織形態、組織機構などの法による調整後に、元の合営企業・合作企業の各当事者が契約書に取り決めた持分・権益譲渡方法、収益分配方法、残余財産分配方法などは引き続き取決めに従って処理することができる、という点です。現行の「会社法」に比べますと、新「会社法」における収益分配と残余財産分配に関する内容には実質的な変更が行われていませんので(持分譲渡の部分には改正が行われていますが会社の定款における別段の自発的な規定が許されています。)、このため、原合併契約の有効期限内におきましては中外合併企業は原則として従来の持分譲渡、配当および残余財産分配に関する規定を引き続き据え置くことができます。しかし、新「会社法」における持分譲渡に関する規定のほうが株主の撤退にとって更に有利となり簡便である点にかんがみますと、もしも可能であるのであれば今回の定款変更の機会を利用して相手方の株主と積極的に交渉し、新「会社法」の規定に従って持分譲渡に関する規定を改定しておかれませう企業の皆様にお勧めいたします。

(次号につづく)

- 本誌は無料で配布させていただきます。
- お問い合わせやご意見をおもちの方は newsletter@jtn.com までご連絡ください。
- 本誌の内容の一般性のため、掲載内容を基にした商業活動による損失は弊所では責任を負いかねますのでご了承ください。
- なお、本誌は弊所が PDF ファイル形式により配布するもので、ヘッダーを含む PDF ファイルの全文を変更せずに配布される場合は許可しますが、それ以外の場合には弊所にご相談ください。

<http://www.jtn.com/JP>